

第1章 総則

[名称]

第1条

本会は、聖路加同窓会(英語表記, St. Luke's International University Alumni Association)と称する。

[事務局]

第2条

本会は、事務局を東京都中央区築地 3-8-5 の聖路加国際大学 2 号館内に置く。

[目的]

第3条

本会は、聖路加国際大学建学の精神を継承し、会員相互の親睦と啓発をはかり、母校の発展の推進力となることにより、社会に貢献することを目的とする。

[事業]

第4条

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員情報の管理、会員ネットワークの構築推進に関する事業
- 二 会報の発行等情報発信事業
- 三 聖路加国際大学の諸事業への協力・後援に関する事業
- 四 会員の教養、専門的知識・技能向上のための啓発事業
- 五 同窓会支部および地域支援に関する事業
- 六 その他必要な事業

[支部]

第5条

本会は、地域により支部を置くことができる。

支部を設置する場合は、役員会の承認を得て総会に報告する。

第2章 会員

[構成員]

第6条

本会は次の会員で組織する。

- 一 正会員
- 二 名誉会員
- 三 特別会員

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 聖路加国際大学、聖路加国際大学大学院、聖路加国際大学公衆衛生大学院、聖路加看護大学、聖路加看護大学大学院、聖路加短期大学、聖路加女子専門学校、興健女子専門学校 および、大正9年設立の聖路加国際病院附属高等看護婦学校(以下「本学」という)の卒業生および修了生
- 二 聖路加国際病院附属高等看護婦学校設立以前に聖路加国際病院において看護技術に関して養成を受け 5 ヶ年以上勤務した者、又はこれに相当する者で総会が承認した者
- 三 聖路加看護大学名誉学士号を授与された者

3 正会員が、本会会員としての名誉を著しく傷つける行為があったときは、正会員としての資格を失うことがある。

4 名誉会員は、本学の経営または教育に功績のあった者で、役員会が推薦し、総会が承認した者とする。

5 特別会員は、聖路加女子専門学校から現在までの間、15 年間以上教員として本学に在職、又はこれと同等の貢献があったと認められる者で、本人が本会の特別会員となることを承諾し、役員会が承認した者とする。

[会費の納入等]

第7条

正会員は、本会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。いったん納入した会費は、これを返還しない。

2 正会員の年会費は、3000 円とする。

3 会費は、総会で定める金額を毎年会計年度末までに納める。

4 会費は、会員の希望によって複数年分単位で一度に前納することができる。この場合、その期間中に会費額が変更となっても、それによる影響を受けない。

5 会費納入は、50 年分の完納をもって終了するものとする。

6 2015 年 3 月卒業・修了生からは、卒業・修了時に 10 年分を前納するものとする。この場合、上記に定める 50 年分を全納することを選ぶことができる。

7 80 歳以上の会員は会費納入が免除される。

第8条 正会員は、氏名・住所・勤務先等を卒業・修了時に本会に届ける。変更・移動があったときは、その年度内に本会に報告する。

第3章 役員及び監事

[役員及び監事の員数]

第9条

本会に次の役員及び監事を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 会計 2名
- 四 その他の役員 11名
- 五 監事 2名

[役員及び監事の任務]

第10条

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長代行が必要な時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を行う。
- 4 役員は、本会の会務を行なうために必要な委員会等を組織する。
- 5 監事は、同窓会の運営状況と財産を監査し、役員会に出席して意見を述べることができる。

[役員及び監事の選出]

第11条

会長は、役員会で会長推薦委員会を設置し、会長推薦委員会が正会員の中から候補者を推薦し、役員会で推薦者を決定する。役員会が推薦した候補者について総会で決定する。会長推薦委員会については、役員会内規に定める。

- 2 副会長は、正会員の中から役員会が候補者を推薦し、総会で決定する。但し、1名は、聖路加国際大学関係者、他の1名は、聖路加国際病院関係者とする。
- 3 会長・副会長以外の役員の選出は、正会員の中から役員会ならびに議場で候補者を推薦し、総会で決定する。
- 4 監事は、正会員の中から役員会が候補者を推薦し、総会で決定する。
- 5 任期途中に役員又は監事に欠員を生じた時は、役員が候補者を推薦し、役員会で決定する。この場合、直近の総会に報告する。

[役員及び監事の任期]

第12条

会長、副会長の任期は3年とし、連続3期を越えないものとする。

- 2 会長、副会長以外の役員及び監事の任期は2年とし、連続3期を越えないものとする。但し、改選者数が役員数の3分の1を超えない範囲に留める必要がある場合はこの限りでない。
- 3 前条第5項の規定により決定された役員の任期は、欠員となった役員の任期とする。

[選挙管理委員]

第13条

選挙管理委員は、総会出席の正会員の中から互選し、総会がこれを承認する。

- 2 選挙管理委員は、役員選出の任にあたる。

第4章 役員会

[役員会の構成]

第14条

役員会は、会長、副会長、会計、その他の役員をもって構成する。会長以外の役員の役割は、互選による。

[役員会の開催]

第15条

役員会は、原則として毎月1回会長が招集する。また、緊急を要する場合には、会長は、臨時役員会を招集することができる。会長は、役員数の3分の1以上から役員会開催の請求があった場合は、役員会を招集しなければならない。

- 2 会長は、役員会を書面によって開催することができる。ただし、書面による議決が適切でない旨の意見が設定期限内にあった場合は、書面による役員会での決定はできない。

[役員会の成立]

第16条

役員会は、全役員の過半数の出席をもって成立する。

[役員会の議決]

第17条

役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長がこれを決する。

[役員会審議事項]

第18条

役員会は、次の事項について審議する。

- 一 総会において、議決された事業に関する事項
- 二 役員及び監事の候補者の推薦に関する事項
- 三 会長が必要と認める事項

第5章 顧問

[顧問]

第19条

本会に顧問を置くことができる。顧問は、聖路加国際大学の学長がこれにあたる。

2 顧問は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 名誉会長

[名誉会長]

第20条

本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、永年同窓会の発展に功労のあった会長を役員会が推薦し、総会が承認した者とする。

2 名誉会長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 クラス委員連絡会等

[クラス委員連絡会の構成と任務]

第21条

本会の目的を達成するためにクラス委員を置く。クラス委員は、各クラスごとに原則として2名^{ずつ}宛選出する。

2 クラス委員は、年1回開かれる総会およびクラス委員連絡会に出席し、会員間と本会との連絡の任にあたる。

[特別委員会の設置]

第22条

会長が必要と認める時に、特別委員会を置くことができる。

第8章 総会

[総会の開催]

第23条

本会の定期総会は、年1回会長がこれを招集する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを招集することができる。

[総会の成立]

第24条

総会は、正会員の10分の1の出席によって成立する。ただし委任状提出者を出席に含める。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

[総会の議決]

第25条

総会の議決は、出席会員の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

[総会審議事項]

第26条

総会の議案は、役員会が提出する。

第27条

総会は、次の事項を審議する。

- 一 前年度の事業および会計報告
- 二 本年度の事業計画と予算
- 三 本会則の改正
- 四 役員を選任
- 五 その他重要事項

第9章 会計

[同窓会運営費]

第28条

本会は、年会費、寄付金その他の収入により運営する。

[会計年度]

第29条

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

[会計監査]

第30条

監事は、総会において決算の監査結果を報告する。

第10章 その他

[設立年月日]

第31条

本会の設立年月日は、1925年9月1日とする。

[会則の改廃]

第32条

この会則の改廃は、総会における出席者の3分の2以上の議決による。

- 附 則 本会則は昭和 45 年度春期総会の日からこれを施行する。(年度会費改定)
- 附 則 本会則は昭和 47 年度春期総会の日からこれを施行する。(理事数改定-役員の中書記・会計各 1 名増員)
- 附 則 本会則は昭和 57 年度春期総会の日からこれを施行する。(正会員-大学院の追加)
- 附 則 本会則は昭和 60 年度春期総会の日からこれを施行する。(年度会費改定)
- 附 則 本会則は昭和 61 年度春期総会の日からこれを施行する。(理事数の増員-役員の中、書記・会計、アリスの家各 1 名増員)
- 附 則 本会則は昭和 63 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 5 条、第 8 条、第 11 条の改定)
- 附 則 本会則は平成 6 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 8 条)
- 附 則 本会則は平成 9 年度春期総会の日からこれを施行する。(年度会費改定)
- 附 則 本会則は平成 10 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 15 条、3-会費免除の件追加)
- 附 則 本会則は平成 11 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 8 条名誉会長の件、第 9 条会計監査の件追加)
- 附 則 本会則は平成 13 年度春期総会の日からこれを施行する。(全面見直し)
- 附 則 本会則は平成 13 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 6 条 2. 特別会員の項追加)
- 附 則 本会則は平成 16 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 21 条 委任状の件追加)
- 附 則 本会則は平成 19 年度春期総会の日からこれを施行する。(第 24 条 正会員の入会金と年会費についての改定)
- 附 則 本会則は平成 21 年度定例総会の日からこれを施行する。(第 4 条 本会の目的達成のための事業の項の追加 第 6 条 1. 正会員3)聖路加看護大学名誉学士号をおくられた者追加 第 7 条 本会に次の役員の名称を改正 第 8 条書記を庶務と改正 第 9 条1. 総会の出席正会員と改正 第 11 条 1. 会長、副会長任期の改正 2. 庶務、会計、会計監事の任期の改正 第 12 条 書記を庶務と改正)
- 附 則 本会則は、平成 25 年度総会の日からこれを施行する。(全面改定)
 主な改正点は次のとおり:
1. 各条項の見出しの追加、及び、項、号の整理
 2. **第 4 条** (事業を今日の状況に合わせるために)事業の表現及び順序の変更・情報関連事業の追加
 3. **第 6 条** 正会員失格条項の追加
 4. **第 7 条(新)**及び**第 8 条(新)** 正会員の義務(会費納入及び連絡先の届出)の明記
 5. 第 3 章「役員」を「役員及び監事」に変更
 6. **第 9 条(旧第 7 条)** 役員と監事との区別、役員数の明記、「庶務」を「役員」に、「会計監事」を「会計」に変更
 7. **第 10 条(旧第 8 条)** 役員及び監事の任務の明確化
 8. **第 11 条(旧第 10 条)** 役員及び監事の選出方法の明確化、及び、役員欠員時の対応方法の明記
 9. **第 12 条(旧第 11 条)** 役員会の運営に必要な任期を超えた再任を認める項を追加
 10. **第 15 条(旧第 13 条)** 役員会の開催条件の追加、第 2 項書面役員会の追加
 11. **第 17 条(新)** 役員会の議決要件の追加
 12. 第 7 章「常任委員」を「クラス委員連絡会等」に変更
 13. **第 21 条(旧第 18 条)** (会員啓発事業を広く位置づけ、現状に合わせるために)教育委員の項の削除
 14. 第 22 条(旧第 19 条)「常任委員」会を「特別委員会」に変更
 15. **第 26 条(新)** 総会への議案提出者の明記
 16. **第 28 条(新)** 同窓会運営費の明記
 17. **第 31 条(新)** 会則の改廃規定を明記
- 附 則 本会則は、平成 26 年度総会の日からこれを施行する。(校名変更による一部改正:第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 19 条の条文中の聖路加看護大学を聖路加国際大学に変更、大学院を聖路加国際大学大学院、聖路加看護大学大学院と明記。第 7 条第 5 項「すなわち 15 万円」を削除。第 6 項「上記に定める 15 万円」を「上記に定める 50 年分」に変更。第 7 項「80 歳以上の会員は、会費が完納していない場合でも、会費納入が免除される。」を「80 歳以上の会員は、会費納入が免除される。」に変更)
- 附 則 本会則は平成 27 年度定期総会の日からこれを施行する。(第 7 条 6 項「卒業」を「卒業・修了」に変更)
- 附 則 本会則は平成 28 年度定期総会の日からこれを施行する。(第 31 条(新)「設立年月日」を明記、旧第 31 条を第 32 条に変更)
- 附 則 本会則は 2017 年度定期総会の日からこれを施行する。(第 2 条「事務局を東京都中央区明石町 10-1 の聖路加国際大学内に置く。」を「事務局を築地 3-8-5 の聖路加国際大学 2 号館内に置く。」に変更)
- 附 則 本会則は 2018 年度定期総会の日からこれを施行する。(第 1 条 英語表記「College of Nursing Alumni Society, St. Luke's International University」を「St. Luke's International University Alumni Association」に変更。第 6 条 2 項 正会員に該当する者に「聖路加国際大学公衆衛生大学院」を追加)
- 附 則 本会則は 2020 年度定期総会の日からこれを施行する。(第 4 条「一 会員名簿の作成、同窓生間のネットワーク構築推進に関する事業」を「一 会員情報の管理、会員ネットワークの構築推進に関する事業」に変更)